

条 例 集

群馬県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例
群馬県開発行為許可等手数料条例
群馬県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則
群馬県開発行為等の規制に関する規則
群馬県開発行為等の特例に関する取扱要綱
群馬県開発審査会条例
群馬県開発審査会運営規則
群馬県開発登録簿閲覧規則
【参考】群馬県建築基準法施行条例（抜粋）

群馬県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例

平成十七年三月二十四日

条例第三十九号

改正 平成十九年十月二十六日条例第六十六号

令和三年十二月二十一日条例第 八十号

（趣旨）

第一条 この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第三章第一節に規定する開発許可等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 線引き 法第七条第一項の規定により、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることをいう。
- 二 既存集落 市街化調整区域において、おおむね五十以上の建築物（用途上不可分の関係にある二以上の建築物にあつては、これらを一の建築物とする。以下同じ。）が、当該建築物の存する敷地相互の間隔がおおむね五十メートル以内で連たんする地域（市街化区域にまたがって連たんする場合を含む。）をいう。
- 三 専用住宅 一戸建ての住宅であつて、居住以外の用に供する部分がないものをいう。

（法第三十四条第十二号の規定により条例で定める開発行為）

第三条 法第三十四条第十二号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。

- 一 市街化調整区域において、当該市街化調整区域に係る線引きの日前から所有する土地（規則で定めるこれと同等であると認められる土地を含む。）を引き続いて所有している者（相続等により承継した者を含む。以下この号において「土地所有者」という。）の親族（当該線引きの日前の当該土地の所有者の三親等以内の直系血族である者（以下この号において「直系三親等血族」という。）で、かつ、土地所有者の三親等以内の血族であるものに限る。）又は直系三親等血族である土地所有者が、当該土地のうち規則で定める既存集落の周辺の地域にある土地（既存集落に準ずる集落において、これと同等であると認められる土地を含む。）において新たに自己の居住の用に供する専用住宅の建築を行うことがやむを得ないと認められる場合に、自己の居住の用に供する専用住宅（規則で定める敷地面積の範囲内であるものに限る。）の建築を目的として行う開発行為（規則で定める区域以外の区域において行うものに限る。）
- 二 市街化調整区域において、当該市街化調整区域に係る線引きの日前から宅地であると認められる土地（規則で定める既存集落の周辺の地域にあるものに限る。）において、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）別表第二（ろ）項に掲げる建築物（規則で定める規模を超えないもので、かつ、規則で定める敷地面積の限度を下回らないものに限る。）の建築を目的とする開発行為（規則で定める区域以外の区域において行うものに限る。）。ただし、当該建築に伴い当該土地において道路その他の公共施設を整備する必要があるときは、当該公共施設が規則で定める施設基準に適合していなければならない。
- 三 市街化調整区域に係る線引きの日前から引き続いて当該市街化調整区域に存する専用住宅（同一の敷地において改築した場合を含む。）の敷地を当該敷地と隣接している土地（隣接している土地に拡張することが困難と認められる場合は、これと同等であると認められる土地）に、規則で定める面積の範囲内で拡張することを目的として行う開発行為
- 四 国又は地方公共団体その他これらに準ずる者が行う事業（以下「公共事業」という。）の施行により、市街化調整区域に存する建築物又は第一種特定工作物（以下「建築物等」という。）を移転し、又は除却する必要があると認められる場合に、当該公共事業の施行者に対し当該建築物等の移転又は除却に係る承諾をした日からおおむね一年以内に、規則で定める土地に当該建築物等に代わるものを従前と同一の用途及び規則で定める敷地面積の範囲内で、建築し、又は建設することを目的として行う開発行為
- 五 大規模指定既存集落（大規模な集落として知事があらかじめ指定する区域をいう。）又は規則で定めるその周辺の区域（以下この号において「大規模指定既存集

落等」という。）に存する土地において、当該大規模指定既存集落等が存する中学校区（中学校の通学区域をいう。以下同じ。）に居住した期間及び勤務した期間が通算して十年以上ある者又は当該土地が存する市街化調整区域の線引きの日前から引き続き当該土地と同じ中学校区に居住している世帯主である者の三親等以内の親族である者が、当該中学校区に存する大規模指定既存集落等に自己の居住の用に供する専用住宅の建築を行うことがやむを得ないと認められる場合に、自己の居住の用に供する専用住宅（規則で定める敷地面積の範囲内であるものに限る。）の建築を目的として行う開発行為（規則で定める区域以外の区域において行うものに限る。）

六 市街化調整区域において、当該市街化調整区域に係る線引きの日以後に建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項に規定する確認を受けて建築された建築物で、建築後引き続き十五年間以上法に違反せずに使用されていたものについて、用途の変更を行うことによる周辺への影響等が従前と同程度であり、新たに周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、当該土地において用途の変更を行うことがやむを得ないと認められる場合に、当該建築物の用途の変更（規則で定める規模を超えないものに限る。）を目的として行う開発行為

一部改正〔平成一九年条例六十六号・令和三年条例八十号〕

（法第四十二条第一項ただし書の規定による許可）

第四条 知事は、前条各号に規定する開発行為に関する要件に該当する建築物等で、かつ、当該建築物等の敷地が規則で定める基準に適合する場合は、法第四十二条第一項ただし書の規定に基づき許可するものとする。

（政令第三十六条第一項第三号ハの規定により条例で定める建築物等）

第五条 政令第三十六条第一項第三号ハの規定により条例で定める建築物等は、第三条各号に規定する開発行為に関する要件に該当する建築物等とする。

一部改正〔平成一九年条例六十六号〕

（委任）

第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一九年条例六十六号〕

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（群馬県開発行為等の規制に関する条例の廃止）

2 群馬県開発行為等の規制に関する条例（平成十五年群馬県条例第三十五号）は、廃止する。

（経過措置）

1 この条例の規定は、施行日以後に法の規定に基づきされる申請について適用し、施行日前にされた申請に対して施行日以後にされる許可等については、なお従前の例による。

附 則（平成十九年十月二十六日条例第六十六号）

（施行期日）

この条例は、平成十九年十一月三十日から施行する。

附 則（令和三年十二月二十一日条例第八十号）

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条、第三十五条の二、第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、この条例による改正後の第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

群馬県開発行為許可等手数料条例

平成十一年十二月二十二日
条例第九十二号

改正 平成一三年六月一五日条例第三五号

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）の規定により開発行為の許可を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料の額）

第二条 開発行為の許可を申請する者等は、別表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

（手数料の納付方法）

第三条 手数料の納付については、群馬県収入証紙条例（昭和四十一年群馬県条例第六号）の定めるところによる。

（手数料の返還）

第四条 納付した手数料は、返還しない。

（手数料の減免）

第五条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例は、施行日以後にされる申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成十三年六月十五日条例第三十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第二条関係）

区分	金額
法第二十九条第一項又は第二項の規定により開発行為の許可を申請する者	一 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満のときは八千六百元、〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満のときは二万二千元、〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満のときは四万三千元、〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満のときは八万六千元、一ヘクタール以上三ヘクタール未満のときは十三万円、三ヘクタール以上六ヘクタール未満のときは十七万円、六ヘクタール以上十ヘクタール未満のときは二十二万円、十ヘクタール以上のときは三十万円 二 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満のときは一万三千元、〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満のときは三万円、〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満のときは六万五千元、〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満のときは十二万円、一ヘクタール以上三ヘクタール未満のときは二十万円、三ヘクタール以上六ヘクタール未満のときは二十七万円、六ヘクタール以上十ヘクタール未満のときは三十四万円、十ヘクタール以上のときは四十八万円

	三 その他の場合であって、開発区域の面積が〇・一ヘクタール未満のときは八万六千円、〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満のときは十三万円、〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満のときは十九万円、〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満のときは二十六万円、一ヘクタール以上三ヘクタール未満のときは三十九万円、三ヘクタール以上六ヘクタール未満のときは五十一万円、六ヘクタール以上十ヘクタール未満のときは六十六万円、十ヘクタール以上のときは八十七万円
法第三十五条の二の規定により開発行為の変更の許可を申請する者	変更の許可の申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が八十七万円を超えるときは、その手数料の額は、八十七万円とする。 一 開発行為に関する設計の変更（二のみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（二に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ法第二十九条第一項又は第二項の規定により開発行為の許可を申請する者の項に掲げる額に十分の一を乗じて得た額 二 新たな土地の開発区域への編入に係る法第三十条第一項第一号から第四号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ法第二十九条第一項又は第二項の規定により開発行為の許可を申請する者の項に掲げる額 三 その他の変更については、一万円
法第四十一条第二項ただし書（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により建築の許可を申請する者	四万六千円
法第四十二条第一項ただし書の規定により建築等の許可を申請する者	二万六千円
法第四十三条の規定により建築等の許可を申請する者	敷地の面積が〇・一ヘクタール未満の場合にあつては六千九百円、〇・一ヘクタール以上〇・三ヘクタール未満の場合にあつては一万八千円、〇・三ヘクタール以上〇・六ヘクタール未満の場合にあつては三万九千円、〇・六ヘクタール以上一ヘクタール未満の場合にあつては六万九千円、一ヘクタール以上の場合にあつては九万七千円
法第四十五条の規定により開発許可を受けた地位の承継の承認を申請する者	一 承認を申請する者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うものである場合にあつては、千七百円 二 承認を申請する者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が一ヘクタール未満のものである場合にあつては、千七百円 三 承認を申請する者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供する

	ものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が一ヘクタール以上のものである場合にあっては、二千七百円 四 承認を申請する者が行おうとする開発行為が一、二及び三以外のものである場合にあっては、一万七千円
法第四十七条第五項の規定により開発登録簿の写しの交付を申請する者	用紙一枚につき四百七十円

群馬県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則

平成十七年三月三十一日

規則第四十八号

改正 平成一八年三月三十一日規則第四十六号

平成十九年十月二十六日規則第九十六号

平成二十年三月二十一日規則第十二号

令和三年十二月二十四日規則第百五十号

（趣旨）

第一条 この規則は、群馬県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成十七年群馬県条例第三十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（線引きの日前から所有する土地と同等であると認められる土地）

第三条 条例第三条第一号の規則で定める線引きの日前から所有する土地と同等であると認められる土地は、同号に規定する土地所有者（以下「土地所有者」という。）又は土地所有者であった者が、当該線引きの日後に当該引き続いて所有していた土地との交換（原則として、当該交換により取得した土地のうち、当該交換前に所有していた土地の面積と等面積以下のものに限る。）により取得し、引き続いて所有している当該市街化調整区域に存する土地とする。

（条例第三条第一号の規則で定める既存集落の周辺の地域）

第四条 条例第三条第一号の規則で定める既存集落の周辺の地域は、既存集落に存する建築物の敷地からおおむね百メートル以内の地域とする。

（既存集落に準ずる集落）

第五条 条例第三条第一号の既存集落に準ずる集落は、二十以上の建築物（用途上不可分の関係にある二以上の建築物にあっては、これらを一の建築物とする。以下同じ。）が、当該建築物が存する敷地相互の間隔がおおむね五十メートル以内で連たんする集落（市街化区域にまたがって連たんする場合を含む。）とする。

（既存集落の周辺の地域にある土地と同等と認められる土地）

第六条 条例第三条第一号の規則で定める既存集落の周辺の地域にある土地と同等と認められる土地は、前条の集落に存する建築物の敷地からおおむね五十メートル以内であり、当該土地の外周のおおむね四分の一以上が、当該土地の外周から十メートル以上の幅の農地でない土地と接している土地とする。ただし、当該土地と接している土地が道路、水路又はこれらに準ずる公共物であるものにあつては、当該公共物である土地を挟んで当該土地と向かい合っている土地を当該土地と接する土地とみなす。

（条例第三条第一号のやむを得ないと認められる場合）

第七条 条例第三条第一号のやむを得ないと認められる場合とは、次の各号のすべてに該当する場合とする。

一 土地所有者が、居住の用に供する専用住宅の建築が可能な土地を所有していないこと。

二 条例第三条第一号の親族又は直系三親等血族である土地所有者が、次のすべてに該当すること（イにあっては、当該土地所有者の配偶者及び建築しようとする建築物において同居を予定している者を含む。）。

イ 自己の居住の用に供する土地又は建築物を所有していないこと。ただし、現在の自己の居住の用に供している建築物が過密若しくは狭小である場合、被災により滅失し、若しくは損壊した場合若しくは自己の居住の用に供している建築物から立ち退きを迫られている場合又はこれらに準ずる場合は、この限りでない。

ロ 結婚その他の独立して世帯を構成する事情があること。

ハ 当該建築しようとする土地から通勤可能であること。

ニ 当該建築に係る適切な資金計画を有していること。

（条例第三条第一号の規則で定める敷地面積の範囲）

第八条 条例第三条第一号の規則で定める敷地面積の範囲は、原則として百五十平方メートル以上五百平方メートル以下とする。ただし、当該土地が不整形である等の場合は、この限りでない。

（条例第三条第一号、第二号及び第五号の規則で定める区域）

第八条の二 条例第三条第一号、第二号及び第五号の規則で定める区域は、都市計画法

- 施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第二十九条の九各号に掲げる区域とする。
- 2 前項の都市計画法施行令第二十九条の九各号に掲げる区域のうち、同条第六号の洪水又は雨水出水（以下「洪水等」という。）が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域は、浸水想定区域図（水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第三条第一項又は第六条第一項の規定により国土交通大臣、知事又は市町村長が作成した図面をいう。）において、想定最大規模降雨（水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項に規定する想定最大規模降雨をいう。）により浸水した場合に想定される水深が三メートル以上とされている土地の区域とする。ただし、次のいずれかに該当する土地の区域であつて、社会経済活動の継続が困難になる等の地域の実情に照らしてやむを得ないものとして知事が指定したものを除くものとする。
- 一 洪水等の発生時における避難場所（水防法第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画において定められた同項第二号の避難場所をいう。）への確実な避難が可能である土地の区域
- 二 洪水等の発生時における安全性が前号の土地の区域と同等以上に確保されたと認められる土地の区域
- 3 前項ただし書の規定による指定は、当該指定に係る土地の区域が所在する市町村の長からの要望を考慮して行うのものとする。
- 4 知事は、第二項ただし書の規定による指定をしたときは、その旨を公示するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 一部改正〔令和四年規則一五〇号〕
 （条例第三条第二号の線引きの日前から宅地であると認められる土地）
- 第九条 条例第三条第二号の線引きの日前から宅地であると認められる土地とは、次の各号のいずれかに該当する土地（当該土地が道路に接していない場合は、道路に接続するために必要な最低限の通路用地を含む。）をいう。
- 一 線引きの際宅地として土地登記簿に登録されていた土地で線引きの日以降も引き続き宅地として土地登記簿に登録されているもの
- 二 線引きの際市町村の固定資産税課税台帳上宅地として評価されていた土地で線引きの日以降も引き続き市町村の固定資産税課税台帳上宅地として評価されているもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、線引きの際及び線引きの日以降宅地であつたものとして知事が認める土地
- 四 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）に基づく土地改良事業による換地処分が行われた土地で、その換地前の土地が前三号のいずれかに該当するもの
- 一部改正〔平成一八年規則四六号・二〇年規則一二号〕
 （条例第三条第二号の規則で定める既存集落の周辺の地域）
- 第十条 条例第三条第二号の規則で定める既存集落の周辺の地域は、既存集落に存する建築物の敷地からおおむね五十メートル以内の地域とする。
- （条例第三条第二号の規則で定める規模）
- 第十一条 条例第三条第二号の規則で定める規模は、原則として次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。
- 一 容積率 百パーセント
- 二 高さ 十メートル
- （条例第三条第二号の規則で定める敷地面積の限度）
- 第十二条 条例第三条第二号の規則で定める敷地面積の限度は、原則として百五十平方メートルとする。
- （条例第三条第二号の規則で定める施設基準）
- 第十三条 条例第三条第二号の規則で定める施設基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。
- 一 開発区域内において新たに造成する道路 幅員六メートル（小区間で車両の通行上支障のない場合は、五メートル）以上で、かつ、袋路状でないこと。ただし、当該道路の延長若しくは当該道路とほかの既存道路との接続が予定されている場合、転回広場及び避難通路が設けられている場合又は三千平方メートル未満の開発行為において幅員が六メートル以上の道路で当該道路の長さに応じて転回広場が設けられている場合等避難上及び車両の通行上支障がない場合は、この限りでない。
- 二 排水施設 原則として次のすべてに該当すること。
- イ 排水が地下に浸透するおそれのない構造であること。

- ロ 排水の適切な放流先があること。
（条例第三条第三号の隣接している土地に拡張することが困難と認められる場合）
- 第十四条 条例第三条第三号の隣接している土地に拡張することが困難と認められる場合は、次の各号のいずれかに該当し、当該拡張に当たり当該隣接している土地の取得又は借地が不可能な場合とする。
- 一 専用住宅の敷地の周囲の土地が、既に開発されている場合（当該周囲の土地が公園、露天駐車場、露天資材置き場等である場合を含む。）
- 二 専用住宅の敷地の周囲が、道路、水路又はこれらに準ずる公共物である場合
- 一部改正〔平成一九年規則九十六号〕
（条例第三条第三号の隣接している土地と同等であると認められる土地）
- 第十五条 条例第三条第三号の隣接している土地と同等であると認められる土地は、道路、水路又はこれらに準ずる公共物である土地を挟んで当該土地と向かい合っている土地とする。
（条例第三条第三号の規則で定める面積）
- 第十六条 条例第三条第三号の規則で定める面積は、拡張後の敷地面積の合計が五百平方メートルとする。ただし、当該土地が不整形である等の場合は、この限りでない。
- 一部改正〔平成一九年規則九十六号〕
（条例第三条第四号の規則で定める土地）
- 第十七条 条例第三条第四号の規則で定める土地は、当該土地を公共事業により建築物等に移転し、又は除却する必要がある者（以下「移転者」という。）が取得するに当たり、当該土地の所有者、移転者及び当該公共事業の施行者の三者で契約を締結した土地（移転者が当該移転若しくは除却のために使用する土地を当該公共事業が公表される前から所有している場合は、当該土地）とする。
（条例第三条第四号の規則で定める敷地面積の範囲）
- 第十八条 条例第三条第四号の規則で定める敷地面積の範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める敷地面積の範囲とする。ただし、当該土地が不整形である等の場合は、この限りでない。
- 一 当該既存建築物が住宅である場合 五百平方メートル以内。ただし、既存の敷地が五百平方メートルを超えている場合は、当該既存の敷地面積と等面積以下とする。
- 二 前号以外の場合 次のいずれかの敷地面積の範囲
- イ 公共事業により買収される敷地の面積の二倍（土地利用上必要と認められる場合は、三倍）以内（公共事業用地として公共事業の施行者に買収された後の残地に隣接する土地に拡張する場合は、当該残地の敷地面積に敷地の買収面積の二倍（土地利用上必要と認められる場合は、三倍）以内を加えた面積）
- ロ 既存敷地面積の一・五倍以内
- ハ 五百平方メートル以内
- 一部改正〔平成一九年規則九十六号〕
（条例第三条第五号の規則で定める大規模指定既存集落の周辺の区域）
- 第十九条 条例第三条第五号の規則で定める大規模指定既存集落の周辺の区域は、次の各号のいずれかに該当する区域とする。
- 一 大規模指定既存集落の区域と当該土地を含む半径百メートルの円の区域内に、おおむね三十の建築物の敷地が存する区域
- 二 大規模指定既存集落の区域と当該土地を含む短辺百メートル、長辺三百メートルの矩（く）形の区域内に、おおむね三十の建築物の敷地が存する区域
（条例第三条第五号のやむを得ないと認められる場合）
- 第二十条 条例第三条第五号のやむを得ないと認められる場合は、当該自己の居住の用に供する専用住宅を建築しようとする者が、次の各号のすべてに該当する場合とする。
- 一 自己の居住の用に供する土地、建築物を所有していないこと。ただし、現在の自己の居住の用に供している建築物が過密若しくは狭小である場合、被災により滅失し、若しくは損壊した場合若しくは自己の居住の用に供している建築物から立ち退きを迫られている場合又はこれらに準ずる場合は、この限りでない。
- 二 当該建築しようとする土地から通勤可能であること。
（条例第三条第五号の規則で定める敷地面積の範囲）
- 第二十一条 条例第三条第五号の規則で定める敷地面積の範囲は、原則として百五十平方メートル以上五百平方メートル以下とする。ただし、当該土地が不整形である等の場合は、この限りでない。
- 一部改正〔平成一九年規則九十六号〕
（条例第三条第六号のやむを得ないと認められる場合）

第二十二條 条例第三條第六号のやむを得ないと認められる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第二十九條第一項、第四十二條第一項ただし書又は第四十三條第一項の規定による許可を受けるに当たり、特定の個人又は法人に属する要件を満たすことが必要とされるもので当該許可を受けて建築又は用途を変更した建築物から他人が使用する同一用途又は使用者を特定しない住宅（以下「一般住宅」という。）への用途の変更
- 二 法第二十九條第一項、第四十二條第一項ただし書又は第四十三條第一項の規定による許可を受けた店舗併用住宅から一般住宅への用途の変更
- 三 当該市街化調整区域に係る線引きの日後に新たに建築された法第二十九條第一項第二号の規定により開発行為を行った者の居住の用に供する住宅から一般住宅への用途の変更
- 四 前三号に準ずる変更
（条例第三條第六号の規則で定める規模）

第二十三條 条例第三條第六号の規則で定める規模は、原則として次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。

- 一 容積率 百パーセント
- 二 高さ 十メートル

（条例第四條の規則で定める基準）

第二十四條 条例第四條の規則で定める基準は、敷地の規模が千平方メートル以上である場合に次に掲げる規定に定める基準を勘案して支障ないと認められる施設が設けられていることとする。

一 敷地が主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供するもの以外である場合には、法第三十三條第一項第二号の規定

- 二 法第三十三條第一項第三号の規定

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十一日規則第四十六号）

この規則は、平成十八年七月一日から施行する。

附 則（平成十九年十月二十六日規則第九十六号）

この規則は、平成十九年十一月三十日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十一日規則第十二号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（令和三年十二月二十四日規則第百五十号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県開発行為等の規制に関する規則

昭和四十五年七月二十四日
規則第四十七号

改正	昭和四九年	三月二六日	規則第一七号
	昭和五〇年	四月一日	規則第一四号
	昭和五三年	六月二八日	規則第三九号
	昭和五六年	七月三〇日	規則第四八号
	昭和五九年	三月三一日	規則第三一号
	昭和五九年一	二月二八日	規則第八六号
	昭和六〇年	三月一日	規則第七号
	昭和六三年	三月二四日	規則第一二号
	平成元年	三月三一日	規則第三三三号
	平成三年	三月二六日	規則第二一号
	平成五年	六月二九日	規則第六八号
	平成六年	三月三一日	規則第二四号
	平成九年	三月二八日	規則第三三三号
	平成一二年	三月三一日	規則第八八号
	平成一三年	五月一八日	規則第四九号
	平成一五年	三月二四日	規則第一二二号
	平成一七年	三月三一日	規則第四六号
	平成一九年一	〇月二六日	規則第九三三号
	平成二〇年	三月三一日	規則第二四号
	平成二七年	三月三一日	規則第二七号
	平成二八年	二月一二日	規則第一〇号
	平成三〇年	三月九日	規則第四号
	平成三一年	三月一日	規則第三号
	令和三年	二月二六日	規則第一七号
	令和四年	三月三一日	規則第三五号

（趣旨）

第一条 この規則は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第三章第一節に規定する開発行為等の規制に関し、法、都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号。以下「政令」という。）及び都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号。以下「省令」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成一五年規則一二号・一七年四六号〕

（申請書の提出）

第二条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、法第四条第十三項に規定する開発区域（以下「開発区域」という。）及び建築物の建築又は用途の変更に係る土地の区域（以下「施行区域」という。）を管轄する土木事務所長を経由しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出部数は、この規則に別に定めるもののほか、正本一通及び副本二通とする。ただし、法第三章第一節に規定する開発行為等の規制に関する法、政令及び省令に基づく事務のうち群馬県事務委任規則（昭和四十三年群馬県規則第七十二号）の規定により土木事務所長に委任されたものに係るものは、正本一通及び副本一通とする。

一部改正〔昭和五〇年規則一四号・五九年八六号・平成一二年八八号・一七年四六号〕

（市町村長への照会）

第二条の二 知事は、前条第一項に規定する書類の提出があったときは、開発区域及び施行区域を管轄する市町村長の意見を聴くことができる。

追加〔平成一二年規則八八号〕

（設計説明書の様式）

第三条 省令第十六条第二項の設計説明書は、別記様式第一号によらなければならない。

一部改正〔昭和五〇年規則一四号・平成一三年四九号〕

（資金計画書の添付書類）

第四条 省令第十六条第五項の資金計画書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、開発区域及び施行区域の面積が五ヘクタール未満の場合は、この限りでない。

- 一 工事施行者が発行する工事費（附帯工事費を含む。）の内訳明細書
 - 二 自己資金又は借入金調達が可能であることを証する書類
- 一部改正〔昭和五〇年規則一四号・平成一二年八八号・一三年四九号〕
（開発行為許可申請書の添付図書）
- 第五条 省令第十七条第一項第三号に規定する法第三十三条第一項第十四号の相当数の同意を得たことを証する書類は、開発行為の施行等の同意書（別記様式第二号）に同意をした者の本人確認資料を添付したものでなければならない。
- 2 省令第十七条第一項第四号に規定する設計図を作成した者が、省令第十九条に規定する資格を有する者であることを証する書類は、工事設計者の資格に関する申告書（別記様式第三号）に設計者の資格、免許等及び最終学歴を証する書類を添付したものでなければならない。
- 一部改正〔昭和五〇年規則一四号・五九年八六号・平成一三年四九号・令和三年一七号〕
- 第六条 省令第十六条第一項の開発行為許可申請書には、法第三十条第二項及び省令第十七条に規定するもののほか、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。
- 一 開発区域となるべき土地の地図（公図の写し）
 - 二 開発区域となるべき土地の登記事項証明書
 - 三 申請者の資力及び信用に関する申告書（別記様式第四号）
 - 四 工事施行者の能力に関する申告書（別記様式第五号）
 - 五 その他知事が必要と認める図書
- 一部改正〔昭和五〇年規則一四号・五九年八六号・平成一三年四九号・一七年四六号・三一年三号〕
（開発許可の変更）
- 第七条 開発行為の変更に係る許可を受けようとする者は、省令第十六条第一項の開発行為許可申請書に、変更に係る事項が開発行為に関する設計以外の場合にあつては変更説明書を、その他の場合にあつては変更説明書及び変更説明図を添付しなければならない。
- 2 前項の変更説明書は、当該変更の理由及び変更の概要を記載したものとする。
- 3 第一項の変更説明図は、当該変更前の設計図に変更後の設計の概要を明示したものとする。
- 一部改正〔昭和五〇年規則一四号・平成一三年四九号〕
（既存の権利者の届出）
- 第八条 法第三十四条第十三号の届出をしようとする者は、市街化調整区域内の既存の権利者の届出書（別記様式第七号）を知事に提出しなければならない。
- 一部改正〔平成一九年規則九三号〕
（許可又は不許可の通知書）
- 第九条 法第三十五条第二項の規定による許可又は不許可の通知は、開発行為許可通知書（別記様式第八号）又は開発行為不許可通知書（別記様式第九号）により行うものとする。
- 一部改正〔昭和五〇年規則一四号・五九年八六号・平成一三年四九号〕
（標識の掲示）
- 第十条 開発許可を受けた者は、別記様式第十号による標識を当該開発区域の工事現場の見やすい場所に掲示しておかななければならない。
- （工事着手の届出）
- 第十一条 開発許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、すみやかに工事着手届（別記様式第十一号）を提出しなければならない。
- 第十二条 削除
削除〔平成一二年規則八八号〕
（工事完了届出書の添付図面）
- 第十三条 省令第二十九条の工事完了届出書又は公共施設工事完了届出書には、当該工事の完成図（公共施設工事完了届出書にあつては当該工事により設置された公共施設の用に供する土地の地積図（縮尺五百分の一以上）を含む。）を添付しなければならない。
- 2 前項の完成図は、省令第十六条第四項に定める設計図の作成方法に準じて作成したものでなければならない。
- 一部改正〔昭和五〇年規則一四号・平成一三年四九号〕
（工事完了公告の方法）
- 第十四条 省令第三十一条の規定による工事の完了の公告の方法は、群馬県報に登載して行なうものとする。

一部改正〔昭和五〇年規則一四号・平成一三年四九号〕

（建築制限の解除の承認）

第十五条 法第三十七条第一号の規定により開発許可を受けた開発区域内の土地において法第三十六条第三項の公告があるまでの間に建築物を建築又は特定工作物を建設することについて知事の承認を得ようとする者は、工事完了公告以前の建築等承認申請書（別記様式第十二号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添付しなければならない。

一 建築物を建築又は特定工作物を建設しようとする敷地の位置及び区域を表示する図面

二 敷地内における建築物又は特定工作物の位置を示す図面（縮尺五百分の一以上）

三 建築物又は特定工作物の平面図及び立面図

3 知事は、第一項に規定する承認の申請に対する承認又は不承認の通知を、工事完了公告以前の建築等承認通知書（別記様式第十三号）又は完了公告以前の建築等不承認通知書（別記様式第十三号の二）により行うものとする。

一部改正〔昭和五〇年規則一四号・平成一二年八八号・一三年四九号〕

（工事廃止届出書の添付書類）

第十六条 省令第三十二条の開発行為に関する工事の廃止の届出書には、当該工事の廃止に係る土地の区域内の状況を明示する現状写真及び当該工事を廃止した後における当該土地の利用計画を明らかにする書類を添付しなければならない。

一部改正〔昭和五〇年規則一四号・平成一三年四九号〕

（建築面積の割合等の特例許可の申請）

第十七条 法第四十一条第二項ただし書の許可を受けようとする者は、用途地域の定められていない土地の区域における建築物の特例許可申請書（別記様式第十四号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第十五条第二項各号に掲げる図面その他知事が必要と認める図面を添付しなければならない。

3 知事は、第一項に規定する許可の申請に対する許可又は不許可の通知を、市街化調整区域内等における建築物の特例許可通知書（別記様式第十五号）又は市街化調整区域内等における建築物の特例不許可通知書（別記様式第十五号の二）により行うものとする。

一部改正〔昭和五〇年規則一四号・平成一二年八八号・一三年四九号〕

（予定建築物等以外の建築等の許可の申請）

第十八条 法第四十二条第一項ただし書の規定により知事の許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書（別記様式第十六号）を知事に提出しなければならない。この場合においては、前条第二項の規定を準用する。

2 知事は、第一項に規定する許可の申請に対する許可又は不許可の通知を、予定建築物等以外の建築等許可通知書（別記様式第十七号）又は予定建築物等以外の建築等不許可通知書（別記様式第十七号の二）により行うものとする。

一部改正〔昭和五〇年規則一四号・平成一二年八八号・一三年四九号〕

第十九条 知事は、省令第三十四条第一項に規定する申請に対する許可又は不許可の通知を、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可通知書（別記様式第十八号）又は建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設不許可通知書（別記様式第十八号の二）により行うものとする。

全部改正〔平成一二年規則八八号〕

（許可の承継の届出）

第二十条 法第四十四条の規定による承継をした者は、速やかに許可を受けた地位の承継届出書（別記様式第十九号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、当該地位を承継したことを証する書類を添付しなければならない。

一部改正〔昭和五〇年規則一四号・平成一三年四九号・二〇年二四号〕

（許可の承継の承認の申請）

第二十一条 法第四十五条の承認を得ようとする者は、開発許可を受けた地位の承継承認申請書（別記様式第二十号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類並びに第六条第三号に掲げる申請者の資力及び信用に関する書類を添付しなければならない。

3 知事は、第一項に規定する承認の申請に対する承認又は不承認の通知を、開発許可に基づく地位の承継承認通知書（別記様式第二十一号）又は開発許可に基づく地位の

- 承継不承認通知書（別記様式第二十一号の二）により行うものとする。
 一部改正〔昭和五〇年規則一四号・平成一二年八八号・一三年四九号〕
 （開発登録簿の写しの交付申請）
- 第二十二條 法第四十七條第五項の規定により開発登録簿の写しの交付を受けようとする者は開発登録簿の写し交付申請書（別記様式第二十二号）を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書の提出部数は一通とする。
 一部改正〔昭和五〇年規則一四号・平成一三年四九号〕
 （開発行為又は建築に関する証明書の交付の申請）
- 第二十三條 省令第六十條に規定する書面の交付を受けようとする者は、開発行為又は建築に関する証明書交付申請書（別記様式第二十三号）を知事に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する証明書は、別記様式第二十四号によるものとする。
 一部改正〔昭和五〇年規則一四号・五九年八六号・平成一三年四九号・平成三〇年四号〕
 （身分証明書の様式）
- 第二十四條 法第八十二條第二項の身分を示す証明書は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年国土交通省令第六十八号）の別記様式の例によるものとする。
 一部改正〔令和四年規則三五号〕
 （緊急措置）
- 第二十五條 申請者は、開発行為について災害が発生し、又は他に危害を及ぼすおそれが生じた場合は、ただちに必要な措置をとるとともに、その旨を文書をもってすみやかに知事に届け出なければならない。
 （開発登録簿の様式）
- 第二十六條 省令第三十六條の規定による開発登録簿の調書は、別記様式第二十六号によるものとする。
 一部改正〔昭和五〇年規則一四号・平成一三年四九号〕
- 附 則
 この規則は、市街化区域及び市街化調整区域の設定の告示の日から施行する。
- 附 則（昭和四十九年三月二十六日規則第十七号）
 この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。
- 附 則（昭和五十年四月一日規則第十四号）
 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和五十三年六月二十八日規則第三十九号）
 この規則は、昭和五十三年七月一日から施行する。
- 附 則（昭和五十六年七月三十日規則第四十八号）
 この規則は、昭和五十六年八月一日から施行する。
- 附 則（昭和五十九年三月三十一日規則第三十一号）
 この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。
- 附 則（昭和五十九年十二月二十八日規則第八十六号）
 この規則は、昭和六十年一月一日から施行する。
- 附 則（昭和六十年三月一日規則第七号）
 この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。
- 附 則（昭和六十三年三月二十四日規則第十二号）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に許可等の申請等をしている者の当該申請等に係る手数料の額については、この規則による改正後の群馬県開発行為等の規制に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則（平成元年三月三十一日規則第三十三号）
- 1 この規則は、平成元年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に確認の申請をしている者の当該申請に係る手数料の額については、この規則による改正後の群馬県開発行為等の規制に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則（平成三年三月二十六日規則第二十一号）
- 1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に許可等の申請等をしている者の当該申請等に係る手数料の額については、改正後の群馬県開発行為等の規制に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正前の群馬県開発行為等の規制に関する規則の規定により作成されている用紙は、その使用を終わるまでの間、適宜補正して使用することができる。

附 則（平成五年六月二十九日規則第六十八号）

1 この規則は、平成五年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に許可等の申請をしている者の当該申請に係る手数料の額については、改正後の群馬県開発行為等の規制に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成六年三月三十一日規則第二十四号）

1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に許可等の申請をしている者の当該申請に係る手数料の額については、改正後の群馬県開発行為等の規制に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成九年三月二十八日規則第三十三号）

1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に経営事項審査等の申請をしている者の当該申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第八十八号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

（群馬県開発行為等の規制に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

3 この規則の施行の際現になされている申請等の様式については、第三条の規定による改正後の群馬県開発行為等の規制に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十三年五月十八日規則第四十九号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（群馬県開発行為等の規制に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この規則の施行の際現になされている申請等の様式については、第二条の規定による改正後の群馬県開発行為等の規制に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十五年三月二十四日規則第十二号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月三十一日規則第四十六号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年十月二十六日規則第九十三号）

この規則は、平成十九年十一月三十日から施行する。

附 則（平成二十年三月三十一日規則第二十四号）

附 則（平成二十七年三月三十一日規則第二十七号）

附 則（平成二十八年二月十二日規則第十号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現になされている申請等の様式については、改正後の群馬県開発行為等の規制に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成三十年三月九日規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年三月一日規則第三号）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現になされている申請等の様式については、改正後の群馬県開発行為等の規制に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和三年二月二十六日規則第十七号）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現になされている申請等の様式については、改正後の群馬県開発行為等の規制に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和四年三月三十一日規則第三十五号）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行前に交付された改正前の別記様式第二十五号による身分証明書は、改正後の第二十四条の規定による身分証明書とみなす。

群馬県開発行為等の特例に関する取扱要綱

平成19年11月30日制定
 平成20年 3月25日改正
 平成31年 3月 1日改正
 令和 3年 2月26日改正
 令和 7年 5月26日改正

（趣旨）

第一条 この要綱は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第三十四条の二第一項（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年十一月七日法律第百九十一号）第十五条第一項又は同法第三十四条第一項の規定が適用される場合を含む。以下同じ。）、第四十二条第二項及び第四十三条第三項の規定に関し、法、都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号。以下「令」という。）、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号。以下「省令」という。）及び群馬県開発行為等の規制に関する規則（昭和四十五年群馬県規則第四十七号。以下「県規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 協議 法第三十四条の二第一項、第四十二条第二項又は第四十三条第三項の各規定に基づき知事と行われる協議
- 二 協議者 法第三十四条の二第一項、第四十二条第二項又は第四十三条第三項の各規定に基づき知事と協議しようとする者

（協議に係わる基本方針）

第三条 協議に係わる手続きは、法第二十九条第一項又は第二項、法第四十二条第一項ただし書き、法第四十三条第一項の申請によるものに準じた扱いとする。ただし、次条から第六条についてはこの限りでない。

（法第三十四条の二第一項に係わる協議）

第四条 法第三十四条の二第一項の規定に基づき協議を行う場合は、協議者は省令別記様式第二又は第二の二に代えて開発行為協議書（別記様式第1号）を用い、法第二十九条第一項又は第二項の規定に基づく申請に準じた書類を添付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる書類は省略（第三号は工事着手前までには書類を整え、法第三十五条の二第三項の規定に基づく変更届を用いて提出することが可能な場合に限る。）できるものとする。

- 一 資金計画書
- 二 申請者の資力及び信用に関する申告書
- 三 工事施行者の能力に関する申告書

2 知事は協議者との間で前項に関わる協議が整ったときは、開発行為協議済通知書（別記様式第2号）により協議者に通知しなければならない。

（法第四十二条第二項に関わる協議）

第五条 法第四十二条第二項の規定に基づき協議を行う場合は、協議者は県規則別記様式第十六号に代えて予定建築物等以外の建築等協議書（別記様式第3号）を用い、法第四十二条第一項ただし書きの規定に基づく申請に準じた書類を添付しなければならない。

2 知事は協議者との間で前項に関わる協議が整ったときは、予定建築物等以外の建築等協議済通知書（別記様式第4号）により協議者に通知しなければならない。

（法第四十三条第三項に関わる協議）

第六条 法第四十三条第三項の規定に基づき協議を行う場合は、協議者は省令別記様式第九に代えて建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議書（別記様式第5号）を用い、法第四十三条第一項の規定に基づく申請に準じた書類を添付しなければならない。

2 知事は協議者との間で前項に関わる協議が整ったときは、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議済通知書（別記様式第6号）により協議者に通知しなければならない。

（準用）

第七条 第四条から前条までの規定以外で準用される規定の様式（第四条第一項の

法第三十五条の二第三項の規定に基づく変更届を除く）は、様式中の「許可」及び「承認」を「協議」に代えて用いるものとする。

（委任）

第八条 この要綱に定めるもののほか、法、令、省令及び県規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成十九年十一月三十日から施行する。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この要綱の施行の際現になされている申請等の様式については、改正後の群馬県開発行為等の特例に関する取扱要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

1 この要綱は、令和三年四月一日から施行する。

2 この要綱の施行の際現になされている申請等の様式については、改正後の群馬県開発行為等の特例に関する取扱要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和七年五月二十六日から施行する。

群馬県開発審査会条例

昭和四十五年三月三十日
条例第三十三号

改正 平成一一年一二月二日条例第八八号

（趣旨）

第一条 この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七十八条第八項の規定により、群馬県開発審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条 審査会は、委員七人をもつて組織する。

（委員）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条 審査会に会長を置き、会長は、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（議事）

第五条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）及び三人以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第六条 審査会は、必要があると認めたときは、その会議に市町村長、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（幹事及び書記）

第七条 審査会に幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、群馬県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は会長の命を受け、審査会の事務を処理する。

4 書記は上司の命を受け、審査会の庶務に従事する。

（規則への委任）

第八条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十二日条例第八十八号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十二年四月一日（中略）から施行する。

群馬県開発審査会運営規則

昭和四十五年七月二十四日
規則第四十六号

改正 昭和五七年 四月 二日規則第三五号
改正 平成一二年 三月 三十一日規則第八八号
改正 平成一三年 五月 一八日規則第四九号
改正 平成二六年 三月 三十一日規則第三五号

（趣旨）

第一条 この規則は、群馬県開発審査会条例（昭和四十五年群馬県条例第三十三号）第八条の規定により、群馬県開発審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第二条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、すみやかに審査会を招集しなければならない。

一 知事から都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第三十四条第十四号又は都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十六条第一項第三号ホの規定による付議があつたとき。

二 法第五十条第一項の規定による審査請求があつたとき。

2 会長は、必要があると認める場合は、随時審査会を招集することができる。

3 会長は、審査会を招集する場合は、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ、付議すべき事項及び期日を開会の日前三日までに委員に通知しなければならない。

（会長の専決事項）

第三条 会長は、審査請求が不適法であつて補正することができるものであるときは、その補正を命ずることができる。

（会議の非公開）

第四条 審査会の会議は、法第五十条第三項の口頭審理の場合を除き非公開とする。ただし、会長が特に認めるときは、この限りでない。

（会議録）

第五条 会長は、会議録を調製し、これに会議の次第及び出席した委員の氏名を記載しなければならない。

2 前項の会議録には、会長及び出席した委員二名以上が署名しなければならない。

（運営の細則）

第六条 この規則に定めるもののほか、審査会の議事の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十七年四月二日規則第三十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第八十八号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年五月十八日規則第四十九号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年三月三十一日規則第三十五号）

この規則は、交付の日から施行する。

群馬県開発登録簿閲覧規則

昭和四十五年五月二十二日
規則第三十八号

改正 昭和四八年 四月二五日規則第二一号
平成 元年 五月 一日規則第五五号
平成 二年 三月二七日規則第一三号
平成 四年 七月二八日規則第四七号
平成一六年 四月 一日規則第四五号
平成一七年 三月三一日規則第四五号
平成一九年 三月二七日規則第三三号
平成一九年 十月三一日規則第九九号
平成二二年 三月 九日規則第七号
平成二七年 三月三一日規則第二七号

（趣旨）

第一条 この規則は、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第三十八条第二項の規定により、群馬県開発登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）における開発登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

（閲覧所の設置）

第二条 閲覧所は、県土整備部建築課内及び次に掲げる土木事務所内に置く。

- 一 前橋土木事務所
- 二 高崎土木事務所
- 三 中之条土木事務所
- 四 沼田土木事務所
- 五 太田土木事務所

2 閲覧に供する登録簿は、県土整備部建築課内に置く閲覧所にあつては開発面積が一ヘクタール以上の規模のものとし、土木事務所内に置く閲覧所にあつては当該土木事務所の所管区域内における開発面積が一ヘクタール未満の規模のものとする。

一部改正〔平成二年規則一三号・一六年四五号・一七年四五号〕

（閲覧手続）

第三条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備えつけてある開発登録簿閲覧申込書（別記様式）を知事に提出しなければならない。

（定期休日）

第四条 閲覧所の定期休日は、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日まで（一月一日を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、登録簿等の整理その他必要があるときは、臨時に休日を設け、その旨を閲覧所に掲示する。

一部改正〔昭和四八年規則二一号・平成元年五五号・四年四七号・一九年三三号〕

（閲覧時間）

第五条 登録簿の閲覧時間は、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、登録簿等の整理その他の必要があるときは、閲覧時間を短縮することができる。

3 前項の規定により閲覧時間を短縮するときは、その旨を閲覧所に掲示する。

一部改正〔平成元年規則五五号・四年四七号・一九年三三号・二二年七号〕

（閲覧料）

第六条 登録簿の閲覧は、無料とする。

（閲覧についての禁止事項）

第七条 登録簿は、これを閲覧所の外に持ち出すことができない。

2 係員は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規則又は係員の指示に従わない者
- 二 登録簿等を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十八年四月二十五日規則第二十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年五月一日規則第五十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年三月二十七日規則第十三号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成四年七月二十八日規則第四十七号）

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

附 則（平成十六年四月一日規則第四十五号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月三十一日規則第四十五号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十七日規則第三十三号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年十月三十一日規則第九十九号抄）

この規則は、平成十九年十一月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月九日規則第七号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月三十一日規則第二十七号抄）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

【参考】 群馬県建築基準法施行条例（抜粋）

昭和五十八年三月十八日
条例第十五号

最新改正 令和二年三月二七日条例第三二号

（大規模の建築物の敷地と道路との関係）

第六条 延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が千平方メートルを超える建築物の敷地は、道路に六メートル以上接しなければならない。ただし、周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと知事が認めた場合は、この限りでない。

一部改正〔平成一一年条例二四号〕

（路地状敷地）

第七条 次の各号に掲げる建築物を建築する場合（用途を変更してこれらの建築物とする場合を含む。）において敷地が路地状部分のみによつて道路に接するときは、当該路地状部分の幅員は、次の表の上欄に掲げる長さに応じ、それぞれ同表下欄に掲げる数値以上とし、その部分には通行上支障のある建築物又は工作物を築造してはならない。ただし、周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと知事が認めた場合は、この限りでない。

- 一 法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に二以上の建築物がある場合にはその合計をいう。以下この条において同じ。）が五百平方メートルを超えるもの
- 二 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの

一部改正〔平成三年条例二四号・一一年二四号〕

（敷地と道路との関係）

第九条の二 興行場等の用途に供する建築物で客席部の定員の合計が四百人を超えるものの敷地は、その外周の七分の一以上が幅員六メートル以上の道路に接しなければならない。ただし、その敷地が道路のほかに公園、広場その他これらに類するものに接する場合で避難上支障がないと知事が認めた場合は、この限りでない。

路地状部分の長さ	路地状部分の幅員
三十五メートル以下の場合	四メートル
三十五メートルを超える場合	六メートル

追加〔平成七年条例二三号〕、一部改正〔平成一一年条例二四号〕

（敷地と道路との関係）

第二十一条 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるものに限る。以下「物品販売業を営む店舗」という。）の敷地は、その外周の七分の一以上が幅員六メートル以上の道路に接しなければならない。ただし、その敷地が道路のほかに公園、広場その他これらに類するものに接する場合で避難上支障がないと知事が認めた場合は、この限りでない。

一部改正〔平成一一年条例二四号〕

（自動車用出入口と道路との関係）

第二十三条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物（以下「車庫等」という。）の敷地の自動車用出入口は、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる幅員の道路に接しなければならない。

当該用途に供する部分の床面積の合計	道路の幅員
三百平方メートルを超え五百平方メートル以下の場合	現に四メートル以上
五百平方メートルを超える場合	六メートル以上。ただし、その敷地が現に四メートル以上の道路に接している場合において、道路及び当該道路に沿った当該敷地の部分をもつて幅員六メートル以上の道路状としたときは、この限りでない。

- 2 車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超える車庫等の敷地の自動車用出入口は、次の各号のいずれかに該当する場合に設けてはならない。
 - 一 道路の交差点、踏切又は曲がり角（内角が百二十度以下のものをいう。）から五メートル以内の場所。ただし、周囲の状況により交通安全上支障がないと知事が認めた場合は、この限りでない。
 - 二 前号のほか、知事が交通安全上支障があると認める場所
全部改正〔平成三年条例二四号〕、一部改正〔平成一一年条例二四号〕

